

# 第 四 次

## 肥後っ子いきいき読書プラン

熊本県子供の読書活動推進計画



すべての子供に読書のよろこびを!

平成31年(2019年)3月

熊本県教育委員会

# 目 次

はじめに	1
<b>第1章 読書を取り巻く現状と課題</b>	<b>2</b>
1 読書の効果と現状（全国）	
2 読書を取り巻く情勢の変化	
3 第三次肥後っ子いきいき読書プラン推進期間における現状と課題（熊本県）	
<b>第2章 計画の基本的方針</b>	<b>10</b>
1 基本理念	
2 計画の性格	
3 計画の位置付け	
4 計画推進に係る国、県、市町村の役割	
5 計画の期間	
6 計画の重点施策	
7 今後5年間で重点的に取り組む事項	
<b>第3章 子供の読書活動推進のための具体的方策</b>	<b>15</b>
重点施策1：家庭、地域、学校等において子供が読書に親しむ機会の提供	
重点施策2：読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実	
重点施策3：図書館、ボランティア、学校等とのパートナーシップによる取組の推進	
重点施策4：ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子供の読書活動の推進	
重点施策5：社会的気運の醸成のための啓発広報の推進	
<b>第4章 計画の効果的な推進に必要な事項</b>	<b>34</b>
1 「熊本県子供の読書活動推進会議」の設置	
2 「市町村子どもの読書活動推進計画」の改定	
<b>＊資料</b>	<b>35</b>
○用語解説（本文中の※について記載）	
○熊本県子供の読書活動に関するアンケート調査結果	
○子どもの読書活動の推進に関する法律	
○子供の読書活動推進会議委員、子供の読書活動推進計画（第四次）策定会議委員	

# はじめに

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日法律第154号。以下、「推進法」という。）が成立しました。この推進法第2条では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ（中略）、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」としています。

また、政府は、本推進法第8条第1項の規定に基づき、平成14年8月に最初の基本計画（第一次基本計画）を定めました。その後、平成20年3月には第二次基本計画を、平成25年5月には第三次基本計画を、そして、平成30年4月に第四次基本計画を策定しました。

このことを受け、本県では、平成16年7月に「熊本県子どもの読書活動推進計画」である「第一次肥後っ子いきいき読書プラン」（第一次読書プラン）を策定しました。第一次読書プラン策定以降も、子供たちが自主的に読書活動を行うことができるよう取組の成果と課題を検証し、平成21年3月に第二次読書プランを、平成26年2月に第三次読書プランを策定し、子供の読書活動の推進に努めてきました。

今回、第三次読書プランの期間中における取組の成果と課題を整理し、今後の本県における子供たちの読書活動の目指す方向性を示すため、第四次読書プランを策定しました。

本推進計画の策定に当たり、第四次読書プラン策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。



平成31年（2019年）3月

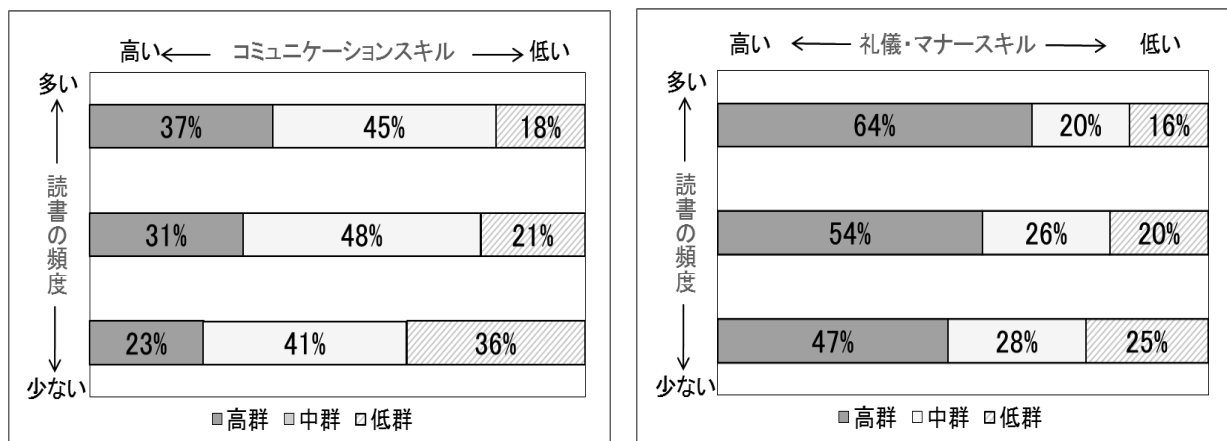
熊本県教育委員会

# 第1章 読書を取り巻く現状と課題

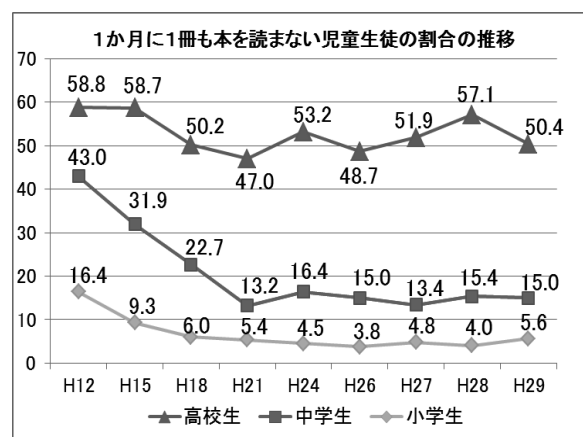
## 1 読書の効果と現状（全国）

- 読書の効果として、「読書をする事が多い子供ほど、コミュニケーションスキルや礼儀・マナースキルが高い傾向にある」という調査結果が示されています。

（「子供の生活力に関する実態調査」平成27年5月、国立青少年教育振興機構）



- 「1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合（不読率の割合）」について、文部科学省は、「子供の読書活動に関する現状と論点」（平成30年3月）において、「年により不読率の数値に変動はあるものの、これまで中学生の時期までの子供については各地域で様々な読書活動の推進に関する取組が行われてきたこともあり、小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向にある。一方で、高校生の不読率は依然として高い状況にある。」と分析しています。



- 日本の子供の読解力は、国際的に見て上位となっている一方で、直近の2015年の「OECD生徒の学習到達度調査」では、2012年調査と比較して読解力の平均点が低下しています。

（2012年：平均538点、1位/34か国、2015年：平均516点、6位/35か国、「2015年調査国際結果の要約」2016年12月、文部科学省国立教育政策研究所）

- 平成29年度全国学力学習状況調査における児童・生徒への質問紙調査結果によると、「新聞をほとんど、または、全く読まない」と回答した児童生徒の割合が、年々増えています。

新聞をほとんど、または、全く読まないと回答した児童生徒の割合

	H25年度	H29年度
小学校	45.9%	59.4%
中学校	55.2%	69.1%

## ② 読書を取り巻く情勢の変化

### ○ 学校図書館法の改正等

平成26年に学校図書館法の一部を改正する法律（平成26年7月29日法律第93号）が成立し、学校に学校司書（※）を置くように努めなければならないことや、学校司書への研修等の実施について新たに規定されました。これを踏まえ、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において検討がなされ、平成28年10月に「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」が取りまとめられました。これを受け、文部科学省において、学校図書館の整備充実を図るための「学校図書館ガイドライン」や学校司書が学校図書館で職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいとされる科目を整理した「学校司書モデルカリキュラム」が作成されました。

### ○ 学習指導要領の改訂等

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が平成29年3月31日に、また、高等学校学習指導要領が平成30年3月30日にそれぞれ公示されました。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領において、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されました。

具体的には、各学年において国語科の学習が読書活動に結びつくよう〔知識及び技能〕に「読書」に関する指導事項を位置付けるとともに、「読むこと」の領域では、学校図書館などを利用して、様々な本などから情報を得て活用する言語活動例が示されました。

### ○ 情報通信手段の普及・多様化

子供の読書を取り巻く現状は、情報通信技術（ICT）を利用する時間が増加傾向にあり、あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄となり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかとの指摘もあります。（「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」平成30年3月、文部科学省）

また、児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加し、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も、以前にも増して子供の身近に存在するようになっていきます。さらに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の情報通信手段（コミュニケーションツール）も多様化しています。

全国の児童生徒のスマートフォンの利用率

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
小学生	17.1%	23.7%	27.0%	29.9%
中学生	41.9%	45.8%	51.7%	58.1%
高校生	90.7%	93.6%	94.8%	95.9%

（平成29年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）から）

### ③ 第三次肥後っ子いきいき読書プラン推進期間における現状と課題（熊本県）

平成26年2月に策定した第三次肥後っ子いきいき読書プラン（第三次読書プラン）は、『すべての子どもたちに読書のよろこびを』伝えるためのわたしたちの道標」として、5つの目標を定め、それぞれ「県が取り組むこと」、「市町村や学校等に促していくこと」、「ボランティアに促していくこと」について方策を述べ、これに沿った取組を進めてきました。その現状と課題は次のとおりです。



#### 目標1 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

##### 【主な取組】

- 保護者に対して子供の読書活動の重要性、基本的な生活習慣の確立についての啓発。
- 県立図書館において、児童サービスのモデルとなるような「子ども図書室」の運営。
- 市町村立図書館等において、多くの子供や保護者に読書のよろこびを伝えるための多様なおはなし会の開催。
- 学校における「一斉読書」(※)や「朝読書」等の取組の推進。
- 学校における「必読書」や「推薦図書」のリスト等を活用した読書活動の推進。

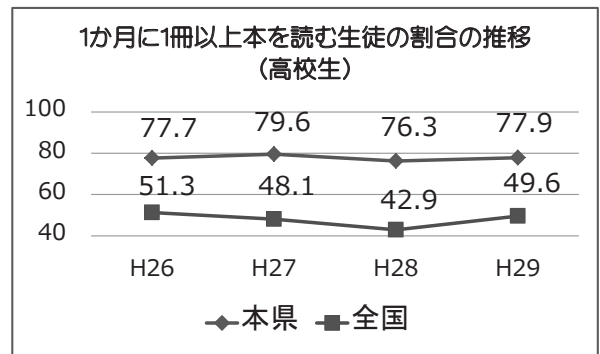
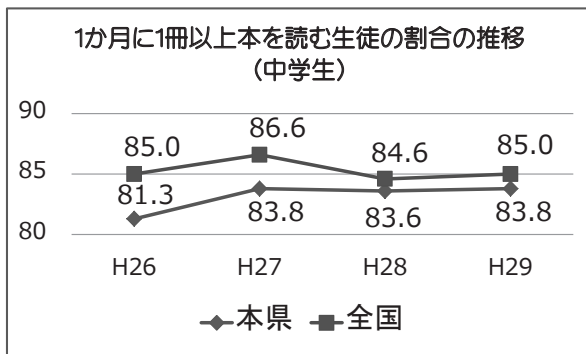
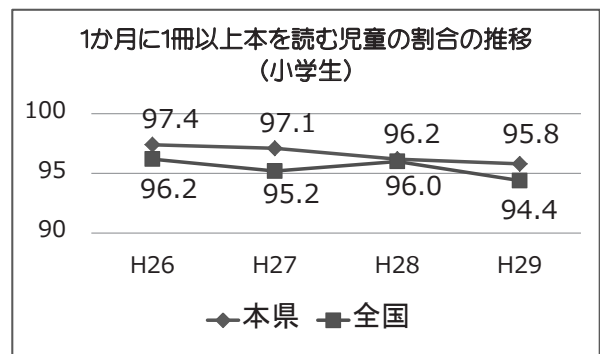
##### 【現状】

- 県立図書館では、子ども図書室の運営の中で、「土曜おはなし会」、「おはなしの時間」、「赤ちゃんのおはなし会」などを定期的に開催しました。（それぞれに毎月2回～3回ずつ開催）
- 「子ども図書室」等を有する市町村立図書館が増加、また、公民館図書室においても「子どもの図書スペース」を有する割合が増加しました。

市町村立図書館における「子ども図書室」等を有する割合

	子ども図書室	子どもの図書スペース	乳児のための配架コーナー	幼児のための配架コーナー
H25年度	72.3%	46.4%	60.7%	60.7%
H30年度	76.1%	47.0%	72.9%	75.0%

○「1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合」は、小学生は全国平均をやや上回りましたが、年々少しずつ減少しました。中学生は大きな変化はなく全国平均をやや下回りました。高校生は小中学生と比べると読書率は低い状況にありますが、全国平均を大きく上回りました。



- 「全校一斉の読書活動を行う学校の割合」が、高等学校では増加しましたが、小中学校では減少しました。

全校一斉読書を行う学校の割合

	小学校	中学校	高等学校
H24年度	97.2%	85.9%	84.2%
H28年度	96.4%	78.4%	87.5%



【成果指標】	目標値 (H30)	制定時 (H24)	現状値
<b>★児童生徒の1か月の読書冊数</b>			
1冊以上	90%	84.6%	95.8% (H29)
3冊以上	60%	50.4%	49.0% (H29)
<b>★全校一斉読書の割合</b>			
公立小学校	100%	97.2%	96.4% (H28)
公立中学校	100%	85.9%	78.4% (H28)
公立高等学校	100%	84.2%	87.5% (H28)

**【課題】**

- 学年が上がるにつれ読書率が低下する児童生徒にとって、学校での一斉読書等の取組は読書の習慣付けのためには効果的であるため、今後も継続していく必要があります。

**目標2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実**

**【主な取組】**

- 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年7月文部科学省告示132号）に基づく、図書館設置に向けた検討や図書館資料の整備等の促進。
- 子供等に親しまれる魅力ある図書館づくりを提案するため、学校、市町村立図書館に対する「肥後っ子いきいき読書アドバイザー派遣事業」（※）（平成26年度までは「学校図書館デザインサポート事業」）の推進。
- 「学校図書館図書標準」（※）の達成に向けた、計画的な図書の整備等の推進。
- 学校司書の配置を促進。

**【現状】**

- 小中学校では、「肥後っ子いきいき読書アドバイザー派遣事業」を活用し、学校図書館の環境整備に取り組みました。この事業を活用した学校等においては、学校図書館を利用する児童生徒が増加しました。（毎年約60団体へ派遣）
- 平成28年度の公立小中高等学校の1校当たりの蔵書冊数の平均は、小中学校では平成24年度より増加しました。高等学校においてはほぼ横ばいの状況でしたが、全国平均を大きく

上回っています。(平成28年度の高等学校全国平均は23,794冊)

- 平成28年度において、「学校図書館図書標準」を達成している小中学校の割合は増加しましたが、小中学校ともに全国平均に達しませんでした。
- 市町村立図書館数は、平成30年度は平成25年度調査時より5館増加し、53館となりました。(本県設置率：55.6%、全国平均：76.2%)
- 平成30年3月末の市町村立図書館の100人当たりの蔵書冊数は増加しましたが、全国平均に達しませんでした。(全国平均は、344.3冊)
- 平成30年度の公立小中学校における学校司書を配置している市町村の割合は、平成25年度に比べると増加しました。学校司書を配置している市町村において、1校1人当たりの配置を行っている自治体の数は14市町村で、43.8%に当たります。平成25年度に比べると2.4%増加しました。

#### 学校司書の配置の割合

H25年度	H30年度
64.4% (29/45市町村)	71.1% (32/45市町村)

【成果指標】	目標値 (H30)	制定時 (H24)	現状値 (H28)	全国平均 (H28)
<b>★1校当たりの蔵書冊数の平均</b>				
公立小学校	9,000冊	7,033冊	7,571冊	8,920冊
公立中学校	11,000冊	8,909冊	9,578冊	10,784冊
公立高等学校	38,000冊	36,811冊	36,589冊	23,794冊
<b>★学校図書館図書標準の達成学校の割合</b>				
公立小学校	50%	40.9%	55.9%	66.4%
公立中学校	50%	43.3%	50.0%	55.3%
<b>★市町村立図書館数</b>				
	55館	48館	53館(H30)	—
<b>★市町村立図書館の100人当たりの蔵書冊数</b>				
	322冊	263冊	305.6冊(H30)	344.3冊(H30)

#### 【課題】

- 公立小中学校の1校当たりの蔵書冊数の平均は、全国平均には達していません。また、学校図書館図書標準の達成割合も全国平均に達していないので、新たな図書の購入、情報が古くなった図書等の更新など、今後も計画的・継続的な整備を進めていく必要があります。
- 学校図書館の図書資料の整備、館内レイアウト等をよりよいものにしていくために、学校司書の配置がない市町村においては、肥後っ子いきいき読書アドバイザーの派遣事業等を活用しながら整備に努めていく必要があります。



### 目標3 図書館、学校、ボランティアとのパートナーシップ（※）による取組みの推進

#### 【主な取組】

- パートナーシップによる取組に重要な役割を担うボランティアの資質・技能の向上を図るためのボランティア養成講座の開催。
- 公立図書館や公民館図書室と学校図書館との図書資料の相互貸借（※）の推進。
- ボランティアとの連携・協力による取組の推進。

#### 【現状】

- 県では、学校・図書館・読み聞かせボランティア団体等の資質・技能の向上を図るために、「熊本県読書応援ボランティア養成講座」（※）を毎年度2回ずつ実施しました。（毎年度約120人受講）
- 県立図書館では、高等学校、特別支援学校への配本（延べ118校）や、幼稚園、保育所等、小中学校への図書資料の貸出し（延べ110団体への貸出し）に取り組みました。
- 市町村立図書館におけるボランティアの受け入れは減少しました。

市町村立図書館におけるボランティアの受け入れ状況

	おはなし ボランティア	書架整理 ボランティア	布の絵本作成 ボランティア	朗読 ボランティア
H25年度	80.9%	14.9%	23.4%	10.6%
H30年度	75.0%	7.7%	15.4%	5.8%

#### 【課題】

- 乳幼児検診を活用した時間や、学校、市町村立図書館、公民館図書室等において、ボランティアとの連携・協力を充実させていく必要があります。

### 目標4 ユニバーサルデザイン（※）の視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

#### 【主な取組】

##### ◇ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の整備（※）・充実として挙げた20項目

- ①エレベーターやスロープの設置 ②ベビーカーの貸出し ③授乳コーナーの設置 ④館内案内板の設置 ⑤館内案内等の点字による表示 ⑥館内案内等の外国語による表示 ⑦子ども用の検索コンピュータの設置、システムの導入 ⑧病気や障がい等により来館できない幼児や児童生徒等への配本サービスや郵送サービス等 ⑨特別支援学級や特別支援学校の児童生徒への図書館活用等のPR ⑩特別支援学級や特別支援学校の児童生徒等の施設見学や職場体験等の受け入れ ⑪外国語本の収集、貸出し ⑫対面朗読サービス ⑬布の絵本（※）の貸出し ⑭点訳（点字）絵本（※）、児童書等の貸出し ⑮大活字本の貸出し ⑯大型絵本の貸出し ⑰朗読DVD等の視聴覚機器の貸出し ⑱手話や字幕入り映像資料の収集等 ⑲子どもの読書活動推進のための研究書等関連資料の収集、貸出し ⑳子育て関連資料の収集等

このユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の整備・充実として挙げた20項目は、平成21年3月に第二次肥後っ子いきいき読書プランを策定するときに、特別支援学校、病院、施設等に、「どんな施設やサービスがあるのか」、「どんな施設やサービスがあったらいいか」について、訪問しながら聞き取りをし、20項目にまとめたものです。

- 障がいの有無に関わらず誰もが公立図書館や学校図書館で読書を楽しむことができるためのユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境整備の推進。
- 「障がいのある子どもたちの読書活動推進支援事業」(※)に全ての特別支援学校が取り組むための事業説明や助言及び啓発の推進。
- 公立図書館における外国語の児童書や絵本等の収集と外国語によるおはなし会の実施。

#### 【現状】

- ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境整備（20項目中11項目以上）を行っている市町村立図書館（調査図書館数52館）の割合は、わずかながら増加しました。  
（平成25年度：27.7%、平成30年度：28.8%）
- ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境整備で、大活字本(※)や大型絵本の貸出しを行っている市町村立図書館の割合はどちらも80%を超えています（大活字本80.8%、大型絵本86.5%）が、対面朗読サービスを行っている図書館の割合は1.9%、館内案内板の外国語や点字による表示を行っている図書館の割合は3.8%です。
- 公立学校における日本語の指導が必要な児童生徒が在籍する学校は82校です。全ての学校で、児童生徒の実態に応じた図書資料の整備や読み聞かせ等に取り組まれています。
- 県内全ての特別支援学校で、「障がいのある子どもたちの読書活動推進支援事業」を活用し、在籍する子供に読み聞かせ等の継続的な実施や、児童生徒のニーズに応じた図書資料の購入ができました。（平成26年度より毎年度全校実施）
- 病院等で長期療養中の子供への読書活動の取組は、継続したものになりませんでした。

#### 【課題】

- 市町村立図書館のユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境整備は、ハード面、ソフト面とも継続して行っていく必要があります。
- 病院等で長期療養中の子供へのニーズに応じた読書活動ができるよう関係機関やボランティア団体との連携が必要です。

## 目標5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

#### 【主な取組】

- 子供から大人まで誰もが読書に親しむための「熊本県子どもの読書活動推進フェスティバル」(※)の開催。
- 公立図書館と学校が連携した子供の読書意欲や読書力の向上と豊かな心を育むための「熊本県童話発表大会」の開催。
- 「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」にちなんだ記念行事（特別おはなし会やワークショップ等）の開催。
- 子供の読書活動の推進に向けた「市町村子どもの読書活動推進計画」の改定の啓発。

## 【現状】

- 毎年度、内容を工夫した「熊本県子どもの読書活動推進フェスティバル」を行ったことで、子供から大人まで多くの方に読書の楽しさを提供することができました。(平成26年度から平成29年度において合計417人が参加、毎年度定員いっぱいの参加)
- 「熊本県童話発表大会」では、毎年度県内の約380校から選抜された児童23人が発表し、昔話や童話を楽しむことができました。(大会参加者は毎年度約200人)
- 「市町村子どもの読書活動推進計画」の改定率は35.6%で、目標値(100%)に達していません。

### 【成果指標】

目標値(H30)

制定時(H24)

現状値(H29)

#### ★「市町村子どもの読書活動推進計画」の改定率

100%

13.3%

35.6%

## 【課題】

- 様々な読書の関心を高める取組は今後も継続するとともに、広報紙やホームページ、学校だより等を活用した啓発も継続していく必要があります。
- 市町村の実態に応じた推進計画になるよう見直し、改定を促していく必要があります。

## 〔第四次読書プランに向けて〕

第三次読書プラン推進期間中の本県の子供の読書率の変容はあまりありません。本県においては、高校生の読書率は全国平均に比べると大きく上回っているものの、小学生、中学生と学年が上がるにつれて読書率は低下する傾向にあります。これは、勉強する時間や部活動、メディアを利用する時間が中学生、高校生の放課後の時間の多くを占めている実態や、それまでに読書習慣が形成されていないこと、読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっていることが要因だと考えられます。

そのため、できるだけ早い段階から読書に関心を持つようなきっかけを作り、読書の習慣を身に付けさせるとともに、子供を取り巻く様々な読書環境を整備・充実させていくことが必要です。

すなわち、家庭、地域、学校等が連携・協力して、読書習慣の形成を一層効果的に図りながら、乳幼児期、小学生期等の発達段階に応じた読書、そのことを通じて読書が好きになるような取組を推進していくことが重要です。

具体的には、発達段階に応じ、目指す子供の読書の姿を明らかにするとともに、家庭、地域、学校等における乳幼児期、小学生期等のそれぞれの発達段階に応じた読書の機会の設定や、多様な読書の手法を使い、読書への関心を高める取組の推進、学校図書館及び市町村立図書館等の整備・充実等の環境づくり、公立図書館、学校、行政、ボランティア等との更なる連携・協力の推進等に取り組んでいくことが必要です。

## 第2章 計画の基本的方針

### 1 基本理念

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号)第2条では、基本理念として「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とされています。

このことを受け、「すべての子供に読書のよろこびを」伝えるために、本県の第四次読書プランにおいては、次のことを基本理念とします。

**すべての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるための積極的な環境整備の推進**

- さらに、県、市町村、家庭、地域、学校等が、次のような子供の発達段階に応じた具体的な「目指す子供の姿」を実現するために、それぞれの立場で子供の読書活動の推進に取り組みます。

#### 〈目指す子供の姿〉

乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示す子供 等

小学生期：多くの本を読んだり、読書の幅を広げたりする子供 等

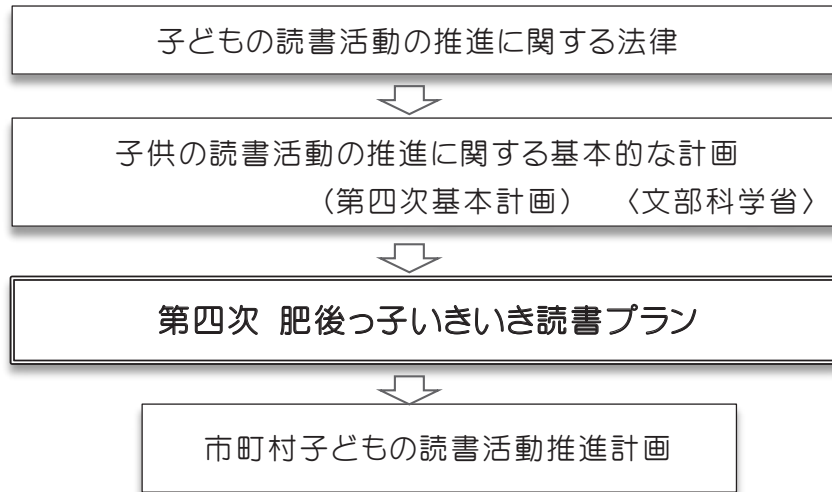
中学生期：本の内容に共感したり、将来を考えたりする子供 等

高校生期：知的興味に応じた幅広い読書をする子供 等

### 2 計画の性格

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条1項に基づき策定する、本県における子供の読書活動を推進するための計画です。
- 「すべての子供に読書のよろこびを」伝えるための私たちの道標として、県の取組、市町村や学校、ボランティア団体等の取組を示しました。  
また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条2項に基づき、市町村が「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定する際の基本となるものです。
- 「第三次読書プラン」(計画期間：平成26年度～平成30年度)の後継計画であり、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次基本計画)」(文部科学省、平成30年4月策定)を踏まえ、本県の子供の読書活動に関する施策を総合的・計画的に推進する内容とします。

### ③ 計画の位置付け



### ④ 計画推進に係る国、県、市町村の役割

国の第四次基本計画では、国、県、市町村の役割が示されています。本県においても同様に、国、県、市町村の役割を明記しました。

<b>国</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○関係府省庁間相互の密接な連携と都道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る。</li><li>○「子ども読書の日」等の全国的な普及・啓発の推進や優れた取組の奨励を図る。</li><li>○都道府県が市町村への支援等、子供の読書活動を推進するに当たって必要な支援を行う。</li><li>○子供の不読率及び市町村推進計画の策定率の数値目標の達成を目指す。</li></ul>
<b>県</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○市町村に対し、図書の長期貸出し等、県立図書館を活用した支援を行う。</li><li>○市町村の施策の紹介や域内の関係者が連携して読書活動を推進するための助言等を行う。</li><li>○教育委員会のみならず福祉部局、学校、図書館、ボランティア等の関係者との連携・協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。</li><li>○推進計画の内容や目標の達成度等の点検及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しに努める。</li></ul>
<b>市町村</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○子供の読書活動の推進に当たっては、子供や保護者に最も近い立場にあり、その役割は重要である。県と同様に、教育委員会のみならず福祉部局、学校、図書館、ボランティア等の関係者との連携・協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。</li><li>○「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(文部科学省)及び本県「第四次読書プラン」を踏まえながら、市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検評価を行い、必要に応じて市町村推進計画の改定を行うよう努める。</li></ul>

### ⑤ 計画の期間

- 平成31年度(2019年度)からの5年間の計画とします。

## ⑥ 計画の重点施策

基本理念及び目指す子供の姿の実現に向け、5つの重点施策を掲げました。この5つの重点施策についての具体的な方策を示し、取り組んでいきます。

### 施策 1

#### 家庭、地域、学校等において子供が読書に親しむ機会の提供

家庭、地域、学校等を通じて、子供の発達段階に応じた効果的な取組を推進し、楽しく読書に親しむ機会の提供を積極的に行い、子供の読書意欲を高め、進んで読書をしようとする態度を育て、生涯にわたる読書習慣を身に付けていくことができるよう取り組みます。

### 施策 2

#### 読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

豊かな読書環境に接することを通して、すべての子供が目的や意欲に応じ、読書の喜びや楽しさを味わうことができるよう、図書館、公民館図書室、学校等において、該当施設の設置、充実や図書館資料等の整備及び専門的な知識を持った人の配置が行われるよう取り組みます。

### 施策 3

#### 図書館、ボランティア、学校等とのパートナーシップによる取組の推進

図書館、公民館図書室、ボランティア、学校等の子供の読書活動に携わる関係者がパートナーシップのもと、それぞれの特性、特色、良さなどを尊重し、生かし合いながら情報の共有や連携・協力により、読書活動の充実に取り組みます。

### 施策 4

#### ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子供の読書活動の推進

ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、障がいのある子供や長期療養中等で児童読書サービスを受けることが困難な子供、母国語が日本語ではない子供等の読書活動を推進するため、その実態を把握するとともに、よりきめ細かな配慮のもと読書活動が行われるよう努めます。

### 施策 5

#### 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

「子ども読書の日」（4月23日）をはじめ、読書週間や子供の読書活動に関わる様々な情報、優れた取組等について、広報媒体を活用してその啓発に努めるとともに、催しにおいても、参加者の交流を通じ社会的気運が醸成されるよう努めます。

## 7 今後5年間で重点的に取り組む事項

基本理念や目指す子供の姿の実現に向け、第1章で整理した課題に対する解決や本県の子供の読書活動を推進していくため、今後5年間で取り組む目標を定め、取組を進めていきます。

【目標】1か月に1冊以上本を読む児童生徒を増やします。

〈指標〉児童生徒の読書率

(5年後の読書率)

○小学生	95.8% (H29)	⇒	98%
○中学生	83.8% (H29)	⇒	90%
○高校生	77.9% (H29)	⇒	80%



【目標】全校一斉読書に取り組む学校の割合を増やします。

〈指標〉全校一斉読書に取り組む学校の割合

(5年後の割合)

○小学校	96.4% (H28)	⇒	100%
○中学校	78.4% (H28)	⇒	90%
○高等学校	87.5% (H28)	⇒	95%



【目標】学校図書館の図書の充実に努めます。

〈指標〉学校1校当たりの平均蔵書冊数

(5年後の平均蔵書冊数)

○小学校	7,571冊 (H28)	⇒	8,000冊
	(全国平均8,920冊)		
○中学校	9,578冊 (H28)	⇒	10,000冊
	(全国平均10,784冊)		
○高等学校	36,589冊 (H28)	⇒	37,000冊
	(全国平均23,794冊)		

【目標】市町村立図書館、公民館図書室と学校等の相互貸借や移動図書館（※）などを利用した配本活動ができる整備を促します。

〈指標〉市町村立図書館、公民館図書室と学校等との配本等に取り組む割合

（5年後の割合）

51.1%（H30） ⇒ 100%

【目標】市町村における読書関連イベント（おはなし会等）の開催や読書に係る啓発活動の促進を目指します。

〈指標〉読書関連イベントや広報紙の発行等の啓発活動を行っている市町村の割合  
（市町村立図書館や公民館図書室、児童館等において）

（5年後の割合）

82.7%（H30） ⇒ 100%

（※上記数値は、市町村立図書館を有している市町村の回答）

【目標】「市町村子どもの読書活動推進計画」の改定を促します。

（5年後の改定率）

〈指標〉策定当時の計画（22市町村）の改定 ⇒ 100%

